

## 議案第27号

### 幕別町総合介護条例の一部を改正する条例

幕別町総合介護条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表布団洗濯乾燥サービスの項中「在宅の高齢者等で身体が虚弱なため布団乾燥が困難な者で一人暮らしのもの又は高齢者のみの世帯に属する者及びその他必要と認められる者」を「在宅の高齢者で、身体が虚弱なため布団乾燥が困難であり、かつ、要介護認定において要介護4又は要介護5と認定された者のみで構成される世帯に属するもの及びその他必要と認められるもの」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の幕別町総合介護条例別表の規定は、この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る事業について適用し、施行日前の利用に係る事業については、なお従前の例による。